

参加者 菊池、佐藤、下山、串部、浅野T b、浅野F g、原田(宗)、澤田、月本、藤田、岡崎(2ndVn代理)、赤塚、栗木、糸島、福島、樋口、大西、あうる松本、原田(洋)

欠席者 羽井佐 ※順不同

- 1 組織体制の見直し及び規約改正等
- (1) マネジメントスタッフ制度の導入（採決）⇒ 賛成多数で役員会承認。
- (2) 役員の新設等（採決）
- シニア・マネージャー（SMG）⇒ 賛成多数で役員会承認。
- (3) トレーナーについて（採決）及びトレーナーの招聘に係る経費の負担について（協議・採決）

○トレーナーを招聘することについて

・不足する予定の管打楽器のためのトレーナーという想定か？

→特に楽器を限定するものではない。いざ招聘が必要になったときのために制度化しておくもの。

⇒賛成多数で役員会承認。

○トレーナーの招聘に係る経費の負担について

・余ったら運営費に入れるということや、今の運営費も足りていない現状もあるので、この機会に団費として全員から徴収した方が良いのでは？

→ 受益者負担を原則に、演奏会に出演する人が負担するように考えている。また、用途はトレーナー招聘に限るが、過不足が出た場合に参加者に返金したり追加徴収するのは煩雑でできないため、運営費で調整するように考えている。

・受益者負担ということだが、たとえば管楽器のトレーナーを招聘した場合、弦楽器も費用を負担するのか？

→その逆もあるが、合奏の質を上げるためなら全体の利益に繋がるので、演奏会参加者全員で負担しても良いのではないかと。 いずれにしても、トレーナーの決め方は、パートマネージャー等役員が提案したものを選曲委員会等で協議の上で選任されるため、誰かの独断で招聘するものではない。また、招聘する方がいない場合はそもそも徴収はしない。

⇒賛成多数で役員会承認。

(余談)

※倉管設立当初に団費の徴収を検討したが、当時はプロとして活動しているメンバーが多かったことから団費は徴収しないこととした。設立7～8年目の時にプロオケにするという声も上がったが、莫大な費用がかかるのでしなかった。最近では、岡フィルができて、そちらにメンバーが流れたため、アマチュア色が濃くなってきたといふこともあるので、50回を節目に団費について検討していく時期なのかもしれない。

→今後の倉管の方針、財政状況では議論していく必要があることの認識を共有。

- (4) J A O 総会等への参加費補助について（採決）
- オケが好きな人が集まって好きな曲を演奏するのが基本だが、トヨタからの支援を得るには、SDGsをコンセプトに社会貢献に繋がるかどうかが重視されている。J A O 加盟団体が団費を徴収していないのは2団体あり、倉管と丸の内交響楽団だ。丸の内響はJ A Oからの支援を上手に活用している。そうした他団体との情報交換の場でもあるためJ A O 運営協議会には参加した方がよい。
- また、トヨタからの支援をあてにせず、倉管単独で好きにするというのも当然考えられる。

・提案した①参加費は実費支給、交通費・宿泊費は5万円を上限に補助について、開催場所によっては個人負担が大きくなる。

・団のためにしているのに個人負担が発生するのはおかしい。もう少し補助を増やした方がよいという意見あり。→②参加費・交通費を実費支給、宿泊費を5千円程度を上限に補助。

⇒①・②について採決の結果、②を賛成多数で役員会承認。

- (5) 楽団例規の改正について（協議・採決）⇒ 賛成多数で役員会承認。
- 2 2 0 2 3 年度役員候補等（協議・採決）⇒ 賛成多数で役員会承認。
- 3 2 0 2 2 年度事業実施報告（決算を除く。）（協議・採決）⇒ 賛成多数で役員会承認。
- 4 2 0 2 3 年度事業計画及び予算額（協議・採決）⇒ 賛成多数で役員会承認。
- ⇒役員会承認を受けた1～4について、総会へ諮る。

- 5 マスコットキャラクター「くらっカン」
- (1) 商標登録の状況（報告）
- ・前回役員会でマスコットキャラクターを導入するかどうかでは、私情が入るため作者を伏せていたが、導入することが決まり、著作権が発生している状況なので発表する。作者はフルート月本さんです。
- ・意見を伺った弁理士の見解では、商標登録はしておいた方がよいが、倉管は任意団体のため楽団としては登録できない。著作権者である月本さん個人がするのが合理的であろうとのこと。
- ・登録にかかる費用をどうするか。楽団として支出、もしくは月本さんが個人として支出。
- ・登録料と作成費を入れると10万円超となり支出が多いため、商標登録料は著作権者負担として提案している。→マスコットは楽団で使用するのだから個人に負担させるのはおかしい、団で支出すべきではないか。→悪用の危険性は低いと思われるので、そこまでお金をかけて商標登録までする必要はないのでないか。→月本さんとしては、団が登録しなければ個人で登録したいということか？→月本としては、どこかに似たものがあって模倣と言われるリスクがあるため、個人負担でも登録はしておきたいと考えていたが、皆さんの意見を聞いて、少し頭を冷やしてからもう一度考えたい。

賛成：団で商標登録等にかかる費用を支出

反対：商標登録までは必要ない

で採決。

賛成11人、反対5人、棄権1人

⇒賛成多数のため、登録にかかる費用を団として支出する。

- (2) 販売価格「500円／個」（協議・採決）
- ※今回は協議していない。
- (3) その他

- 6 その他
- (1) レンタル楽譜の取扱いの確認
- エキストラなども多く参加している中、コピーしたレンタル譜を多用している状況。見直す必要性の確認。→レンタル楽譜は、破損等を避けるため、コピーしたものを楽団印を押印して使用者の名前を記入したものを使用。公演後は速やかに回収することを徹底する。
- (2) 音楽祭エキストラの確認
- 必要なパートはインパクに確認のうえ打診すること。昨年と同様、依頼文書を作成して送る。
- (3) 総会の議題に係る団員アンケートの実施
- 実施予定
- (4) ティンバニ椅子を購入してよいか？37,000円程度
- ⇒役員会承認